

植物防疫法施行規則及び関係告示の一部改正案について寄せられた御意見等及びそれに対する見解について

パブリックコメント

- 1 実施期間：令和3年2月1日から令和3年2月25日まで
- 2 提出意見：0通

(参考) 公聴会

- 1 開催日時及び場所：
 - ・ 日時：令和3年2月25日 14:00-16:40
 - ・ 場所：オンライン開催
- 2 概要：
 - ・ 公述申込者7名全員が公聴会において公述を行った。
 - ・ 公述による御意見の全てが賛成意見であった。
- 3 公述による御要望及びそれに対する見解：

番号	公述による御要望	御要望に対する見解
1	今後、精力的にリスクアナリシスを行い、他の暫定検疫有害動植物についても取扱いを決定していくよう望む。	国内外の有害動植物について、引き続き、生物学的情報や農業被害などの関連情報の収集に努めるとともに、本情報に基づいた病害虫リスクアナリシスを実施してまいります。
2	今後も、発生が明らかとなった地域及び寄主となることが明らかとなった植物については、速やかに規則を見直していくよう望む。	また、本リスクアナリシスに基づき、随時検疫措置の対象となる検疫有害動植物の指定を行うとともに、既指定の検疫有害動植物の発生地域や対象植物等の見直しを実施し、適切な植物検疫の実施に努めてまいります。
3	改正案の公布に当たっては同日施行と聞いているが、輸入港での検査の際、混乱が生じることがないような配慮をお願いしたい。	今般の病害虫リスクアナリシスの結果、 <ul style="list-style-type: none"> ・ <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> 等、我が国に侵入した場合農業生産に重大な影響を及ぼすおそれがある検疫有害動植物が世界的にも急速にまん延している、 ・ ミカンコミバエ種群等の寄主植物がこれまでの規制対象より広範にわたることが明らかとなった

		<p>ことを踏まえると、これら検疫有害動植物の我が国への侵入を防止するためには、早急に輸入検疫措置を見直す必要があります。</p> <p>諸外国に対しては、WTO/SPS 通報等により同趣旨を通報済みです。また、国内の輸入業者や関係団体等に対しても、パブリックコメントの実施や本改正の概要の説明・周知を実施し、混乱が生じないように努めてまいりました。</p> <p>引き続き、植物検疫に御理解と御協力をお願いします。</p>
4	<p>アリモドキゾウムシは、雌の飛翔能力は低く、当該地域へ直接飛来する可能性は低いものの、雄は自力飛翔により飛来すると言われている。また、沖縄県の食文化として飼育されている山羊の餌として寄主であるサツマイモの利用も考えられる。これらのことなどを踏まえ、当該地域における本種の再侵入防止対策について、適切な対応をお願いしたい。</p> <p>そして、今後の根絶防除事業効率化のため、安価で良質な人工飼料の開発を望む。</p> <p>アリモドキゾウムシと同様にサツマイモ等を加害するイモゾウムシの根絶が進み、南西諸島等から両種ゾウムシがいなくなることを願う。</p>	<p>ご意見いただきました再侵入防止対策については、移動検査及び侵入警戒調査体制を整備するとともに、沖縄県やうるま市に御協力をいただきつつ、移動制限の広報にも努めてまいります。</p> <p>また、農林水産省としても、根絶防除事業の効率化は重要であると考えており、安価な人工飼料等の技術開発について、沖縄県や関係機関と協力しつつ、検討してまいります。</p>